

リユース端末保証サービス利用規約

第1章 総則

第1条 (リユース端末保証サービス)

株式会社長崎ケーブルメディア (以下「当社」といいます。)と当社の契約事業者である株式会社アイテム (以下「アイテム」といいます。)は、このリユース端末保証サービス利用規約 (別表を含みます。以下「本規約」といいます。)を定め、これによりリユース端末保証サービス (以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 契約者は、本規約に定めのない事項については、「ながさきけーぶるスマホサービス約款」が適用されます。

第2条 (規約の変更)

当社は、本規約を変更することがあります。なお、この場合には、変更後の新規約を適用するものとします。

第3条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	本サービスの提供を受けるために当社及びアイテムと契約者との間に締結される契約
契約者	当社と本契約を締結し、本サービスの提供を受ける者
利用者	契約者が登録する本サービスの提供を受ける者
リユース端末	SIMカードを挿入して使用する携帯端末のうち、本サービスの対象として当社が指定した携帯端末
修理済携帯端末	修理対象のリユース端末を修理した携帯端末
代替携帯端末	利用者に修理済携帯端末を提供するまでの間、当社が利用者に貸与する携帯端末
メーカー保証	本サービスの対象となる携帯端末の製造者が行う保証
SIMカード	Subscriber Identity Module Cardの略で電話番号を特定するための固有のID番号が記録されたICカード
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

第2章 サービスの提供

第4条 (サービスの提供範囲)

本サービスは、第6条 (サービス内容) に規定するサービスを利用者に提供します。

2 本サービスの対象とするリユース端末は、当社が販売する携帯端末の中で当社が指定した携帯端末に限ります。

3 本サービスの提供期間は本サービスの利用開始日から第37条 (サービス提供の終了)、第38条 (契約者が行う本契約の解約)、及び第39条 (当社が行う本契約の解除) に規定する理由により本契約が終了するまでとします。

4 SIMカードは本サービスの対象外とします。

第5条 (サービスの提供条件)

当社は、次の各号に定める条件を全て満たす場合にのみ、本サービスを利用者に提供します。

(1) 修理対象のリユース端末にSIMカードが挿入されている場合、SIMカードが取外されていること。

(2) 改造 (分解改造・部品の交換・塗装等) が施されているリユース端末は、改造部位を純正品に戻すこと。

(3) 利用者が、リユース端末に含まれるデータ (アドレス帳、データフォルダ、メール等) に関して当社がいかなる責任も負わないことに承諾すること。

(4) 本サービスの提供に伴いリユース端末の修理のために取外した機械部品及び外装ケース等は利用者に返却しないこと。

第6条 (サービス内容)

当社は、第7条 (修理済携帯端末の提供対象となる事故) に規定するリユース端末の故障、全損又は一部破損が生じた場合、利用者からの修理の申出 (以下「リユース端末の修理の申出」といいます。) により修理済携帯端末の提供を行います。また、修理済携帯端末が提供されるまでの期間、代替携帯端末を利用者に貸与します。

2 リユース端末の修理の申出を受けた場合、申出の内容を精査し、本サービスによるリユース端末の修理の対象と判断した場合は特段の理由がない限り、申出後2日を目処に代替携帯端末1台と修理の対象となるリユース端末を返送するためのパッケージ一式を利用者の登録した住所 (日本国内の住所に限ります。) に当社が別に定める方法により送付します。なお、利用者の登録した住所、リユース端末の修理の申出を受け付けた時刻等によっては、2日での送付ができない場合があります。

3 利用者は、当社が送付した代替携帯端末を受領したときは、第14条 (修理対象のリユース端末の送付) の規定に従い当社指定先に修理の対象となるリユース端末を送付するものとします。

4 修理済携帯端末の提供準備ができ次第、修理済携帯端末と代替携帯端末を返送するためのパッケージ一式を利用者の登録した住所 (日本国内の住所に限ります。) に当社が別に定める方法により送付します。

5 利用者は、当社が送付した修理済携帯端末を受領したときは、第15条 (代替携帯端末の返送) の規定に従い当社指定先に代替携帯端末を返送するものとします。

6 利用者は、修理済携帯端末が新製品の出荷時と同等の状態に初期化したものである場合があることを承諾するものとします。

7 リユース端末を修理する場合、第19条 (リユース端末の修理) の規定に従い修理を行います。

8 本サービスは原則として修理済携帯端末の提供を行いますが、修理部品不足等の事由により修理が困難であると当社が判断した場合は、別途当社が指定する同等機種を修理済携帯端末として提供する場合があります。

9 第1項に基づき当社が提供する修理済携帯端末のOSのバージョンは本サービス提供日のリユース端末のバージョンと異なる場合があります。

10 第1項に基づき当社が提供する修理済携帯端末は、電池パックのほかは原則として付属品その他の製品は含まれないものとします。ただし、第8項に基づき当社が提供する修理済携帯端末が別途当社が指定する同等機種となる場合は、当該機種の付属品各1個も併せて送付する場合があります。

11 不在又は届け出られた住所の誤り等により、当社が別に定める期間を経過しても代替携帯端末の再配達完了しなかった場合は、リユース端末の修理の申出は取消されたものとみなします。

第7条 (修理済携帯端末の提供対象となる事故)

修理済携帯端末の提供対象となる事故は、次の各号に定めるところによります。

(1) 本サービスの対象とするリユース端末の自然故障 (取扱説明書等の注意書きに従った正常な使用状態のもとで発生した故障)。

リユース端末保証サービス利用規約

(2) 偶発の事故による本サービスの対象とするリユース端末の水濡れ、全損又は一部の破損。

第8条 (修理済携帯端末の提供対象外)

次の各号に定める場合は、修理済携帯端末の提供対象外となります。

(1) リユース端末の修理の申出事由が、本サービスの対象とするリユース端末の紛失や盗難によるものであるとき。

(2) リユース端末の修理の申出が第21条(禁止事項)の各号に該当するとき。

(3) 過去に本規約及び当社が定める約款及び規約への違反があり、リユース端末の修理の申出時においてなお当該違反が是正されていないとき。

(4) 過去に同一名義のリユース端末の修理の申出内容に虚偽申告があったと当社が判断したとき。

(5) リユース端末の修理の申出時において、支払期日を経過してもなお支払われていない本サービスの料金があるとき。

(6) リユース端末の修理の申出事由が、本サービスの対象とするリユース端末の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で携帯端末の機能に影響が生じていないものであるとき。

(7) リユース端末の修理の申出事由が本サービスの対象とするリユース端末の消耗、変質、変色等による損害であるとき。

(8) 本サービスの対象とするリユース端末が加工、改造(第5条(サービスの提供条件)第1項第2号により改造部位を純正品に戻したものを除きます。)、解析(ソフトウェアの改造、解析(ルート化等を含みます。))、リバーズエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブルを含みます。)されたものであるとき。

(9) リユース端末の修理の申出事由が本サービスの対象とするリユース端末の誤使用により生じたものであるとき。

(10) リユース端末の修理の申出事由が本サービスの対象とするリユース端末又は外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・ICカード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害であるとき。

(11) リユース端末の修理の申出事由がコンピュータウイルス又はマルウェアによる障害に起因するものであるとき。

(12) リユース端末の修理の申出事由が利用者の故意又は重大な過失により発生したものであるとき。

(13) リユース端末の修理の申出事由が地震、噴火、津波、洪水等の天災により発生したものであるとき。

(14) リユース端末の修理の申出事由が戦争、暴動又はテロにより発生したものであるとき。

(15) リユース端末の修理の申出事由が差押え等の国又は地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき。

(16) リユース端末の修理の申出事由が核燃料物質、放射能汚染により発生したものであるとき。

(17) 前各号のほか、利用者が当社の業務の遂行に著しい支障を与え、又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

第9条 (メーカー保証の優先)

故障時期及び内容がメーカー保証の対象となる場合、本サービスの利用に対してメーカー保証が優先します。したがって、本サービスの期間中であっても、利用者にメーカー保証による対応をお願いすることがあります。

第10条 (リユース端末の修理申出の方法)

第7条(修理済携帯端末の提供対象となる事故)に規定する事故が発生し、リユース端末の修理の申出を希望する場合は、当社が別に定める方法

に従いリユース端末の修理の申出が必要です。当社は、リユース端末の修理の申出に対し、利用者本人からの申出であることを確認します。

第11条 (修理済携帯端末の利用回数及び修理負担金)

利用者は、本サービスの利用開始日を起算日として、1年間に2回まで本サービスの利用が可能です。リユース端末の修理の申出時において、過去1年間に既に2回、修理済携帯端末の提供を受けている場合は、1年を経過するまで修理済携帯端末の提供はできません。

2 利用者が修理済携帯端末の提供を受ける場合、契約者は、別表(料金表)に規定する修理負担金を支払うものとします。なお、当社は、契約者が支払った修理負担金について、いかなる事由であっても返金いたしません。

第12条 (修理済携帯端末の保証期間)

利用者は、第6条(サービス内容)の規定に基づき当社が利用者へ送付した修理済携帯端末について、受領した時点で破損、自然故障その他不具合を発見した場合は、修理済携帯端末受領後14日以内にその旨を当社が別に定める連絡先に申出するものとし、当社の指示に従い当該不具合の発見された修理済携帯端末を当社に返送するものとします。当社は、特段の事由がある場合を除き、第19条(リユース端末の修理)の規定に基づき修理を行い、利用者へ修理済携帯端末を提供します。なお、本条に基づく修理済携帯端末の提供は、第11条(修理済携帯端末の利用回数及び修理負担金)第1項に規定する修理済携帯端末の利用回数には算入されません。本条に基づき修理済携帯端末受領後14日以内に利用者より申出のなかった不具合又は自然故障について、後日、利用者からの申告があった場合は、第11条(修理済携帯端末の利用回数及び修理負担金)第1項に規定する修理済携帯端末の利用回数に算入されます。

第13条 (所有権の移転)

当社においてリユース端末を修理した場合における故障部品及び第6条(サービス内容)第8項の規定に基づき当社が指定する同等機種を修理済携帯端末として提供した場合におけるリユース端末の所有権は、全て当社に移転し、帰属します。

第14条 (修理対象のリユース端末の送付)

利用者は、第6条(サービス内容)の規定に基づき当社が送付した代替携帯端末を受領したときは、リユース端末の修理の申出事由がリユース端末の修理の申出の時点において修理対象のリユース端末の送付が困難であると当社が認めた場合を除き、受領後14日以内に、修理対象のリユース端末を当社が定める方法により当社指定先に送付するものとします(SIMカード等、外部メモリ媒体及び付属品その他の製品を除いた状態で送付するものとします。))。

2 万一、利用者が当社の指定する物品等以外のものを送付した場合、当社は、利用者が当該送付した物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品等を当社が適当と判断する方法により廃棄、処分等することができ、利用者は、これに異議を唱えないものとします。当社は、利用者に対し、当該物品等及び当該物品等に含まれる情報等の取扱い並びに返送についていかなる責任も負わないものとします。

第15条 (代替携帯端末の返送)

利用者は、第6条(サービス内容)の規定に基づき当社が送付した修理済携帯端末を受領したときは、受領後14日以内に、代替携帯端末を当社が定める方法により当社指定先に返送するものとします(SIMカード等、外部メモリ媒体及び付属品その他の製品を除いた状態で返送するものとします。))。

リユース端末保証サービス利用規約

2 万一、利用者が当社の指定する物品等以外のものを送付した場合、当社は、利用者が当該送付した物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品等を当社が適当と判断する方法により廃棄、処分等することができ、利用者は、これに異議を唱えないものとします。当社は、利用者に対し、当該物品等及び当該物品等に含まれる情報等の取扱い並びに返送についていかなる責任も負わないものとします。

3 当社指定先に送付された代替携帯端末に故障、全損又は一部破損が確認された場合、第11条(修理済携帯端末の利用回数及び修理負担金)の規定に基づく本サービスの利用が発生し、本サービスの利用回数を1回加算します。また、契約者は、別表(料金表)に規定する修理負担金を支払うものとします。なお、当社は、契約者が支払った修理負担金について、いかなる事由であっても返金いたしません。

第16条 (修理対象のリユース端末内部のデータ消去)

修理対象のリユース端末の送付時には、修理対象のリユース端末内に記録された一切のデータ(※)を利用者において事前に全て消去するものとします。利用者が送付した修理対象のリユース端末にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社は、いかなる責任も負わないものとします。また、修理対象のリユース端末内に記録されていたデータの交換若しくは修理済携帯端末への移行は、利用者自身の責任で実施するものとします。

※発信履歴・電話帳データ・電子メールデータ・画像データ・音源データ、その他一切のデータを含みます(ただし、携帯端末の出荷時点で記録されているもの等、利用者において消去できないデータを除きます。)

第17条 (送料)

本サービスに伴う送料は、原則として当社の負担とします。ただし、契約者又は利用者が修理対象のリユース端末、代替携帯端末又は当社が指定する書類を当社が定める方法以外の方法により送付する場合は、当該送付にかかる送料は契約者が負担するものとします。

第18条 (違約金)

利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、契約者は、別途当社が指定する期日までに、当社が別に定める方法により、修理対象のリユース端末の新品の端末代金相当額を当社に支払うものとします。なお、当社は、契約者が支払った違約金について、いかなる事由であっても返金いたしません。

(1) 第14条(修理対象のリユース端末の送付)第1項の規定に違反し、修理対象のリユース端末を送付期限内に当社に送付しなかった場合

(2) 第15条(代替携帯端末の返送)第1項の規定に違反し、当社が送付した代替携帯端末を当社の指定した期日までに当社に返送しなかった場合

(3) 携帯端末の交換又は修理の申出を取消したにもかかわらず、第20条(リユース端末の修理申出の取消し)の規定に違反し当社が送付した代替携帯端末を当社の指定した期日までに当社に返送しなかった場合

(4) 第21条(禁止事項)の規定に違反してリユース端末の修理の申出をした場合

第19条 (リユース端末の修理)

本サービスに基づき利用者から送付された修理対象のリユース端末は、当社が指定する修理業者において修理を行います。また、当社は、純正品以外の部品を使用することができ、この場合、当該対象商品において一般的に妥当と認められる水準で修理を行います。なお、電池パックの消耗は本サービスの対象外となりますが、利用者からの申出があれば実費にて電池パックの交換を行います。

第20条 (リユース端末の修理申出の取消し)

第10条(リユース端末の修理申出の方法)の規定に基づきリユース端末の修理の申出を行った場合であっても、正当な理由があると当社が認めるときは、当社が送付した代替携帯端末等の梱包が開封されていない場合でかつリユース端末の修理の申出後8日以内に申出た場合に限り、利用者は、リユース端末の修理の申出を取消することができます。この場合、利用者は、当社が別途指定する期間内に当社が第6条(サービス内容)の規定に基づき送付した代替携帯端末を当社に返送するものとします。

第21条 (禁止事項)

利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号の行為を行ってはなりません。

(1) 本サービスにおけるリユース端末の修理の申出時、その他本サービスの利用にあたり、虚偽の内容を届出又は申告する行為

(2) 他者になりすまして本サービスを利用する行為

(3) 本サービスを不正の目的をもって利用する行為

(4) 犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為

(5) 上記各号のほか、法令、公序良俗、本規約若しくは規定等に違反する行為、又はそのおそれのある行為

第22条 (契約者情報の確認)

当社は、リユース端末の修理の申出の受付時に必要と判断した場合、各種確認書類(本人確認書類等)の写しの提出を利用者に求める場合があります。

第3章 契約

第23条 (契約の単位)

当社は、契約者につき、一の本契約を締結するものとします。

第24条 (契約申込の方法)

本サービスの申込をするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って本サービス取扱所に申出いただくものとします。

第25条 (契約申込の承認)

当社は、契約の申込があったときは、受け付けた順にしたがって審査し、承認します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

2 当社は、前項にかかわらず、次の各号に該当する場合には、契約の申込を承認しないことがあります。

(1) 本サービスを提供することが著しく困難な場合

(2) 契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合

(3) 申込の際に虚偽の事項を申告した場合

(4) 利用者の利用用途や態様により、当社の名誉又は信用を著しく害するおそれがある場合

(5) 本規約及び「ながさきけーぶるスマホサービス約款」等に違反するおそれがあると当社が判断した場合

(6) その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合

第26条 (サービスの利用開始日)

当社は、第25条(契約申込の承認)の規定に基づき当社が承認した日を本サービスの利用開始日(以下「利用開始日」といいます。)とし、利用開始日から本サービスを提供します。

リユース端末保証サービス利用規約

第27条（契約内容の変更）

契約者は、第24条（契約申込の方法）の規定による契約内容の変更を請求することができます。

2 前項の請求方法及びその承認については、第25条（契約申込の承認）の規定に準じて取扱います。

第28条（譲渡の禁止）

契約者及び利用者は、本契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡することができません。

第29条（契約者の地位の承継）

相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出るものとします。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取扱います。

4 前3項にかかわらず、契約者の地位の承継において第1項の届出がないときは、当社は、その本サービスに係る地位の承継の届出をもって、契約者の地位の承継があったものとみなします。

第30条（契約者及び利用者の氏名等の変更）

契約者及び利用者は、その商号、氏名、住所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出るものとします。

2 前項による変更があったにもかかわらず、本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている商号、氏名、住所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

3 第1項による届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類の提示を求める場合があります。

第4章 料金

第31条（料金）

本サービスの料金は、別表（料金表）に規定するところによります。料金は本サービスの対象となるリユース端末の台数に応じて発生します。

第32条（料金の支払義務）

契約者は、別表（料金表）に規定する月額利用料金（以下「利用料」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。なお、利用料は、利用開始日の属する月から発生するものとします。

2 本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、契約者は、1ヶ月分の利用料の支払を要します。

3 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金いたしません。

第33条（支払方法）

契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社所定の方法にて支払うものとします。

2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

3 第32条（料金の支払義務）の規定により別表（料金表）に規定する料金の支払を要するものとされている額は、別表（料金表）に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

第34条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

第35条（遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとします。その際に発生する手数料は、契約者の負担とします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第36条（割増金）

契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その不法に免れた期間の額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が定める方法により当社に支払うものとします。その際に発生する手数料は、契約者の負担とします。

第5章 サービス提供の終了等

第37条（サービス提供の終了）

当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、その本契約を解除する場合は、当社所定の方法によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第38条（契約者が行う本契約の解約）

契約者は、本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までにその旨を当社に申出るものとします。

第39条（当社が行う本契約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

（1）料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合

（2）当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合

（3）当社の名誉又は信用を毀損した場合

（4）当社に損害を与えた場合

（5）第37条（サービス提供の終了）第1項に規定する場合

（6）契約者又は利用者に次に掲げる事由のいずれかが発生した場合

（イ）支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

（ロ）手形交換所の取引停止処分を受けた場合

（ハ）差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合

（ニ）破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

（7）本規約及び「ながさきけーぶるスマホサービス約款」等に違反する行為があった場合

リユース端末保証サービス利用規約

第6章 損害賠償

第40条 (損害賠償)

本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により契約者又は利用者が損害を被った場合、当社は、利用料相当額を上限として当該損害を賠償するものとします。

第7章 個人情報の取扱い

第41条 (個人情報の取扱い)

契約者及び利用者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報についてアイテムから請求があった場合は、当社が契約者及び利用者の氏名及びメールアドレス等を、アイテムに通知する場合があることについて同意するものとします。

2 契約者及び利用者は、当社が本サービス提供のため、本サービス提供の過程において契約者及び利用者の個人情報を取得する場合があることについて同意するものとします。

3 当社及びアイテムは、前項により契約者及び利用者から知り得た個人情報については、当社及びアイテムが別に定める「個人情報保護方針」に基づき取扱います。

4 契約者及び利用者は、当社及びアイテムが本サービス提供のため以外に、本サービスに付随するサービス向上を目的として個人情報を利用することについて同意するものとします。

第8章 雑則

第42条 (法令等に定める事項)

契約者及び利用者は、本サービスの提供又は利用にあたり、法令等に定めがある事項については、その定めに従うものとします。

第43条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有します。

第44条 (準拠法)

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国の国内法に準拠するものとします。

第45条 (紛争の解決)

本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、契約者、利用者及び当社は誠意をもって協議の上、解決するものとします。

2 契約者、利用者及び当社は、本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、長崎地方裁判所又は長崎簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 (実施期日)

本規約は、2024年8月26日から適用します。

リユース端末保証サービス利用規約

【別表(料金表)】

1 月額利用料金

項目	料金
リユース端末保証サービス	400円(税込440円)/1契約
テクニカルサポート &セキュリティ &リユース端末保証セット	700円(税込770円)/1契約
テクニカルサポート &こども安心パック &リユース端末保証セット	850円(税込935円)/1契約

2 修理負担金

(修理負担金分類：a類)

1回目：3,000円(税込3,300円)

2回目以降：5,000円(税込5,500円)

(修理負担金分類：b類)

1回目：5,000円(税込5,500円)

2回目以降：10,000円(税込11,000円)

(修理負担金分類：c類)

1回目：10,000円(税込11,000円)

2回目以降：15,000円(税込16,500円)

※修理負担金は端末毎に当社が別途定める修理負担金分類の修理負担金額とします。

※表記税込金額は消費税10%込みの金額です。消費税率の改正があった場合は改正後の税率によります。また、前納されている場合には消費税額の差額を請求することがあります。